

日本海信用金庫行動計画

1. 計画期間 平成25年2月1日～平成28年1月31日までの3年間

仕事と子育てを両立するため、育児についての理解を深め、ともに働きやすい環境をつくることによって、職員全員がその能力を十分に発揮することを目的として、次のように行動計画を策定する。

2. 内容

目標1：出産者の育児休業期間について、母子の健康やならし保育に対応するため、希望者につき「子が1歳到達後の最初に来る3月末または9月末まで」取得することが出来るようにする。

<対策>

平成25年 2月～ 検討会を設け、制度内容を検討する。

平成26年 4月 育児・介護休業規程を改正し、職員へ周知する。

目標2：看護休暇の一部を半日単位で取得できるようにする。

<対策>

平成25年 4月～ 検討会を設け、制度内容を検討する。

平成25年10月 育児・介護休業規程を改正し、職員へ周知する。

目標3：子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進として、分娩休暇の日数を現行の1日間から3日間までの取得ができるようにする。

<対策>

平成26年 4月～ 検討会を設け、制度内容を検討する

平成26年10月 育児・介護休業規程を改正し、職員に周知する。

目標4：所定外労働時間について、小学校就学前の子を要する職員が希望した場合は所定外労働を免除とすることができるようにする。

<対策>

平成26年10月～ 検討会を設け、制度内容を検討する

平成27年 4月 育児・介護休業規程を改正し、職員に周知する。